# 令和８年第３回定例会都市経済委員会会議録

令和８年９月15日
10時
全員協議会室

出席者氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 櫻井　速人 | 委員長 | 岡部　賢士 | 副委員長 |
| 加藤　　勉 | 委　員 | 椎塚　俊裕 | 委　員 |
| 大竹　　昇 | 委　員 | 大野誠一郎 | 委　員 |

欠席者氏名

金剛寺　博　委　員

執行部説明者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副　市　長 | 木村　博貴 | 市民経済部長 | 中村　兼次 |
| 都市整備部長 | 橘原　　剛 | 市民経済部次長 | 服部　　淳 |
| 都市整備部次長 | 廣田　裕一 | 市民窓口課長 | 森下　健史 |
| 地域づくり推進課長 | 広瀬　雅巳 | 商工観光課長 | 櫻井　貴之 |
| 農業政策課長 | 鎌倉　克彦 | 農業委員会事務局長 | 松崎　竜弥 |
| 生活環境課長 | 石井　孝幸 | 廃棄物対策課長 | 小杉　　茂 |
| 都市計画課長 | 秋山　正典 | 道路公園課長 | 渡辺　一也 |
| 下水道課長 | 伊藤　正晶 | | |
| 道路公園課課長補佐 | 鴻巣　要一（書記） | | |

事　務　局

主　　幹　　建林　尋乃

議　　題

議案第13号　令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第３号）の所管事項
議案第18号　令和８年度龍ケ崎市下水道事業会計補正予算（第２号）
報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第２号））の所管事項
報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）
報告第３号　専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）
陳情第１号　新たに創設「（仮）龍ケ崎市観光基本条例」法案の設定陳情書

○櫻井委員長
　みなさん、おはようございます。
　開会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。
　本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者　入室〕

○櫻井委員長
　ここで、傍聴の皆様に一言申し上げます。会議中はご静粛にお願いいたします。
　また、本日の会議は、ユーチューブでのライブ配信を行っております。このため、発言される際は、マイクに向かってはっきりと発言くださいますようお願いいたします。
　ただいまより都市経済委員会を開会いたします。
　本日、ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第 13 号の所管事項、議案第 18 号、報告第１号の所管事項、報告第２号、報告第３号、令和８年陳情第１号の６案件でございます。
　これらの案件につきまして、ご審議いただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に質疑は一問一答でお願いいたします。
　また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り簡潔にお願いいたします。
　会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。
　それでは、議案等の審査に入ります。
　本日は、令和８年陳情第１号の提出者にお越しいただいておりますので、陳情の審査から行います。
　令和８年陳情第１号　「新たに創設「（仮）龍ケ崎市観光基本条例」法案の設定陳情書の審査についてでございます。
　事務局に陳情書を読み上げさせます。

〔事務局　陳情書朗読〕

**○櫻井委員長**
　この後、休憩中に都市経済委員会協議会を開会いたします。
　休憩いたします。

〔休憩中に都市経済委員会協議会を開催〕

**○櫻井委員長**
　休憩前に引き続き、会議を再開します。
　それでは、各委員からご意見等ありましたらお願いいたします。
　岡部委員。

○岡部委員
　今、陳情者からの説明を聞いて、陳情名と陳情事項がちょっとつながらない、合致していないとは思うんですけど。
　陳情事項、企業運営による給水所・休憩所の設置を希望するというようなことを言われてましたが、陳情者の一個人的な意見として、議員各位で受け止めることはできるとは思うんですが、陳情事案として採択するような案件ではないというふうに私は思いますので、不採択の立場でいたいと

考えております。

○櫻井委員長
　ほかにございませんか。
　大竹　昇委員。

○大竹委員
　陳情趣旨ですけれども、読んでみて、特にその中で城南中跡地の自然を残した再開発等々をうたっておるんですけども、私もその城南中学校と言われると、60数年前思い出すんですよね。
　私は竜中に入学して、それで城南で卒業したっていう中で、当時今の建物は2回目の建物で,1回目の建物の歴史をちょっとひもとかしていただくと、城南中学校と愛宕中学校に分かれるときに、城南中学校の設計者は、確か武藤清さん。非常に有名な設計者であって、最終的には鹿島建設の副社長まで務めた人です。
　そのときの印象は建物を地盤の悪い中で城南中が建てられ、各教室教室が赤とか黄色とか青とか、なぜかちょっと学校というような感じではないんだけども、一目で学校ということが分かるような、そういうコンセプトのもとに建てられた、そういう記憶があるんです。そういう中で、城南中跡地に対して自然を残した再開発というような文言がうたわれてるけども、ちょっとマッチングしない。
　また、エコツーリズムとかグリーンツーリズムとうたってはおるんですけども、確かに龍ケ崎は自然環境のすばらしいところであります。
　陳情趣旨と陳情事項がフィットしてないので、今回の場合、私もこの陳情に対してはいかがかなと思ってます。

○櫻井委員長
　ほかにございませんか。
　加藤勉委員。

○加藤委員
　私も大竹委員と同じようなことを考えていて、参考資料も見させていただいて、まだ正式にはこの陳情文書表の趣旨のところに牛久沼の再編計画や城南中学校跡地の自然を活用した再開発って書いてあるのですが、陳情事項見ると、場所がたつのこ山。
　根本さんの説明では、確かたつのこアリーナのところに休憩所をつくりたいみたいな話がありましたけど、この陳情の趣旨と陳情事項の内容が、少し整理されてない。
　もう一つは、城南中学校については、市が売却して跡地活用の方向性が出ているので、龍ケ崎市を観光で元気にしたいという気持ちは分かるのですけど、内容的にもう少し整理されたほうがいいのかなと思います。

○櫻井委員長
　ほかにございませんか。

〔発言するものなし〕

○櫻井委員長
　それではお諮りいたします。
　令和８年陳情第１号　「新たに創設「（仮）龍ケ崎市観光基本条例」法案の設定陳情書」につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手する者なし〕

○櫻井委員長
　賛成者はございませんので、令和８年陳情第１号は不採択とすることに決しました。
　続きまして、議案の審査に入ります。
　議案第13号　令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第３号）の所管事項について執行部から説明願います。
　中村市民経済部長。

○中村市民経済部長
　それでは、議案第13号　令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第３号）のうち、都市経済委員会所管事項についてご説明をさせていただきます。
　議案書別冊１の１ページをご覧ください。
　第１条　歳入歳出予算の補正になります。
　これは既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、10億2,739万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、319億390万8,000円としようとするものです。
　まず初めに、市民経済部の所管事項についてご説明をさせていただきますが、職員の人件費につきましては、４月１日付け人事異動に伴う増減が主な理由となりますので、特別な場合を除き、説明につきましては割愛をさせていただきます。
　それでは６ページをお開きください。第２表　債務負担行為補正です。
　たつのこ産直市場ＰＯＳシステム利用契約となります。
　これは、たつのこ産直市場で使用する新ＰＯＳシステムの導入に伴い、令和９年１月から令和13年12月までの契約を締結するため、債務負担行為を追加設定するものです。
　続きまして、第３表　地方債補正です。地域総合整備資金貸付事業です。
　限度額として６億6,000万円を設定するものです。
　詳細につきましては、歳入歳出の項目でご説明をさせていただきます。
　続きまして、11ページをお開きください。ここから歳入となります。
　２段目の大きな枠の中で、説明の欄で１番目の丸印になります。
　マイナンバーカード交付事務費です。
　これは、マイナンバーカード交付事務に従事する会計年度任用職員２名分の人件費に係る国庫補助金が追加交付されるものです。
　次に、１番下の大きな枠の中で、上から４番目の丸印になります。農地耕作条件改善事業費です。
　これは、補助金の交付単価の増額に伴い、10分の10が追加交付されるものです。詳細につきましては、歳出の項目でご説明をさせていただきます。
　続きまして、12ページをお開きください。
　３番目の大きな枠の中で、５番目の丸印になります。みらい育成基金利子です。
　昨今の金利上昇を受けて、利子収入を増額するものです。
　次に、１番下の大きな枠の中で、上から３番目の丸印になります。森林環境譲与税基金繰入金です。
　これは、北竜台学園施設整備事業における茨城県産材の机、椅子の購入費へ充当するため、繰入金を増額するものです。
　続きまして、13ページをお開きください。
　１番下の丸印になります。地域総合整備資金貸付事業債です。
　これは、国及び一般財団法人地域総合整備財団が支援を行っております融資制度であります。
　地域総合整備資金貸付制度（通称ふるさと融資）を活用し融資をするため、地域総合整備資金貸付事業債を６億6,000万円計上するものです。
　続きまして、15ページをお開きください。
　ここから歳出となります。説明の欄でご説明をさせていただきます。
　上から５番目の丸印です。企業版ふるさと龍ケ崎応援事業です。

これは、通称企業版ふるさと納税で、避難所用間仕切りテントの寄附受入れに伴い、マッチング支援業者に対して支払う手数料として、委託料を増額するものです。
続きまして、16 ページをお開きください。
上から３番目の丸印です。みらい育成基金費です。
昨今の金利上昇を受けて利子収入を増額するものです。
続きまして、17 ページをお開きください。
上から３番目の丸印になります。住民記録等証明事務費です。
これは、外国人の中長期在留者の住居地や在留資格に係る情報連携事務に対する国の補助金で、実績が確定したことに伴い、補助金を返還するものです。
続きまして、24 ページをお開きください。
下から３番目の丸印になります。たつのこ産直市場管理運営費です。
これは、新ＰＯＳシステムの導入にかかる５年間のリース契約のうち、令和９年１月から３月分の利用料 49 万円と旧パソコン処分のための手数料１万 3,000 円を計上するものです。
これに伴いまして、当初予定しておりましたＯＳのバージョン変更に係る修繕費 149 万円については、減額するものです。
その下になります。農業危害生物防除対策事業です。
これは、農業危害生物の一つでありますナガエツルノゲイトウの防除に取り組む農業者に対する補助事業でありますが、補助申請者の増加に伴い、補助金を増額するものです。
その下になります。土地改良助成事業です。
これは、昨今の物価高騰を受け、暗渠排水工事に係る補助金交付単価の増額に伴い、補助金を増額するものです。
次のページになります。１番上の丸印で、森林環境譲与税基金費です。
これは、令和５年度から令和７年度にかけて、新保健福祉棟の木製家具購入経費として充当したことから過少積立てとなっていたため、377 万 4,000 円と金利上昇分として８万 3,000 円を加えた、385 万 7,000 円を増額します。
その一方で、北竜台学園施設整備事業における茨城県産材の机、椅子の購入費へ充当するため、積立金を 580 万円減額することから差引きで 194 万 3,000 円を減額するものです。
その三つ下の丸印になります。企業立地促進奨励事業です。
これは、地域総合整備資金貸付（通称ふるさと融資）を活用し、市内に新たに工場を新設する民間事業者に対して、無利子の貸付を行うものです。地域総合整備資金貸付事業債を貸付金として、希望償還期間 20 年、希望融資額の６億 6,000 万円を計上するものです。
以上が市民経済部の所管事項についての説明となります。

○櫻井委員長
橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長
続きまして、都市整備部所管事項につきましてご説明をいたします。
戻りまして７ページをお開きください。
第３表　地方債補正でございます。
変更分となります。
表の下から６段目、都市公園整備事業でございます。
こちらは、龍ヶ岡公園の管理棟の雨漏りによる防水工事及び屋外ステージの床の老朽化に伴う改修工事に対する発工額の増額に伴い、限度額を 2,090 万円から 1,200 万円を増額いたしまして、限度額を 3,290 万円に変更するものでございます。
続きまして、11 ページをお開きください。
上から２枠目の表でございます。

15 国庫支出金　２国庫補助金の１段目、目の１総務費国庫補助金です。
説明欄の２列目の地域公共交通確保維持改善事業費です。
こちらは、関東鉄道竜ヶ崎線利用実態と調査の実施に係る国庫補助金の増額に伴い、所要の予算を増額するものでございます。
続きまして、４段目、目の５土木費国庫補助金の説明欄の１列目、社会資本整備総合交付金（耐震診断分）と、その下の（耐震改修分）でございます。
こちらは、木造住宅耐震診断士派遣事業及び危険ブロック塀等撤去事業における補助対象件数の増加に伴い、国庫補助金を増額するものです。
続きまして、その下の表、16 県支出金、２県補助金の上から４段目、目の６土木費県補助金でございます。
説明欄の木造住宅ブロック塀等耐震化支援事業です。
こちらは、木造住宅耐震診断士派遣事業及び危険ブロック塀等撤去事業における補助対象件数の増加に伴い、県補助金を増額するものです。
12 ページをお開きください。
上から３枠目の表です。17 財産収入、１財産運用収入、目の２利子及び配当金です。
説明欄の１番下の列、森林公園維持整備基金利子です。
こちらは、金利上昇による利子収入を増額するものでございます。
続きまして、13 ページをお開きください。上から３枠目の表、22 市債、１市債の１段目、目の４土木費債の説明欄の都市公園整備事業債です。
こちらは、第３表　地方債補正でご説明したとおりでございます。
続きまして、15 ページをお開きください。２総務費、１総務管理費のうち、上から４段目、目の 10 地域振興費です。
説明欄の上から３番目の丸印、公共交通対策費です。
こちらは、関東鉄道竜ヶ崎線の今後の方向性について検討するに当たり、利用者の実態調査や沿線住民等へのアンケート調査を実施する委託料を増額するものでございます。
続きまして、23 ページをお開きください。上から２枠目の表、４衛生費、２清掃費のうち、上から２段目、目の２塵芥処理費です。
説明欄のごみ処理広域化推進費です。
こちらは、ごみ処理広域化の事業主体となる一部事務組合の例規整備業務とごみ処理広域化集約化に向けた、新広域ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託の実施に伴い、本市の負担分を予算計上するものでございます。
続きまして、26 ページをお開きください。１ 枠目の８土木費、１ 土木管理費のうち上から２段目、目の２建築指導費です。
説明欄の上から２番目の丸印、住宅・建築物耐震改修促進事業です。
こちらは、昭和 56 年５月以前の基準で建築された建築物の安全性向上及び倒壊の恐れのある危険ブロック塀等の解消を目的としており、耐震診断士派遣件数の増加を見込んだ委託料と、危険ブロック塀等の撤去件数の増加を見込んだ補助金をそれぞれ増額するものでございます。
続きまして、27 ページをお開きください。上から３枠目の８土木費、４都市計画費のうち上から２段目、目の４公園費です。
説明欄の上から３番目の丸印、都市公園管理費です。
こちらは、龍ヶ岡公園の管理棟の雨漏りによる防水工事及び屋外ステージの床の老朽化に伴う改修工事に必要な経費を計上しているものでございます。
続きまして、その下の森林公園維持整備基金費です。
こちらは、金利上昇による利子収入を増額するものです。
28 ページをお開きください。１枠目の８土木費、５下水道費のうち、目の１下水道費の説明欄の下水道事業会計繰出金です。
こちらは、下水道事業会計において、地蔵後中継ポンプ場の逆止弁交換工事費の追加計上と人件

費の増額等による事業の増額に伴い、補填財源として一般会計繰出金を増額するものでございます。
　説明につきましては以上でございます。
　ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員長
　執行部の説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
　岡部委員。

○岡部委員
　15 ページの地域振興費の公共交通対策費、関東鉄道の今後の実態調査、に関する委託料という説明ありましたが、調査内容について、もう少し詳しくお聞かせください。

○櫻井委員長
　秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長
　調査内容ですけれども、竜ヶ崎線の現状把握、そして鉄道の利用実態調査、そして沿線及び周辺状況の把握、加えて沿線住民及び沿線以外の住民アンケートといったところを考えております。

○櫻井委員長
　岡部委員。

○岡部委員
　その調査はいつからいつまで行って、その検証はいつからできるようになるんでしょうか。

○櫻井委員長
　秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長
　調査ですけれども、補正予算の承認を頂いた後、契約手続を得まして、できれば冬休みや年末年始、２月以降というところは外していきたいと考えておりますので、調査は１月中旬から下旬頃を考えております。
　その後、その結果についてアンケートを元に３月までに報告を受けたいという計画で考えております。

○櫻井委員長
　岡部委員。

○岡部委員
　そのアンケートについては、対象者はどういった方が対象に行われるんでしょうか。

○櫻井委員長
　秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長
　まず、利用実態調査につきましては、実際に利用している方を対象に平日と土曜日ということで、調査を予定しております。

そのほかのアンケートにつきましては、2,000 件のアンケートを無作為抽出で抽出してアンケートを取るほか、ホームページであるとか、あとは交通結節点などにウェブで対応できるようなアンケート、そういったことを考えているところではございます。

○櫻井委員長
岡部委員。

○岡部委員
広い範囲の実態調査が始まるというところですので今後、方向性は市にとっても重要な課題の一つだと思います。
内容については、理解できました。
次の質問です。23 ページのごみ処理広域化推進費の負担金というところですが、基本構想を策定するに当たっての負担金ということで、この負担金の割合、負担金の各市町村の割合と金額について、あとその根拠についてお聞かせください。

○櫻井委員長
小杉廃棄物対策課長。

○小杉廃棄物対策課長
負担金の割合です。
均等割 50%、人口割 50%で按分して、５市町で負担することとしております。

○櫻井委員長
岡部委員。

○岡部委員
次に、５市町の金額も教えていただけますか。

○櫻井委員長
小杉廃棄物対策課長。

○小杉廃棄物対策課長
まず、龍ケ崎市負担分ですが、541 万 2,644 円、牛久市が 579 万 9,979 円、阿見町が 430 万 7,595 円、河内町が 239 万 6,666 円、利根町が 272 万 6,816 円、合計で 2,064 万 3,700 円です。

○櫻井委員長
岡野委員。

○岡部委員
分かりました。
今回、５市町で負担するということなんで、今回の基本構想の中では今後５市町に関するものだけを策定して構想をつくるというようなことなんでしょうか。

○櫻井委員長
小杉廃棄物対策課長。

○小杉廃棄物対策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○櫻井委員長
岡部委員。

○岡部委員
分かりました。
さらに先の稲敷ですとか美浦ですとかは、また別のものでということだとは思いますので分かりました。

○櫻井委員長
ほかにありませんか。
加藤勉委員。

○加藤委員
歳入だと 13 ページの商工費債、あと歳出 25 ページ、企業立地促進奨励事業。
ふるさと融資の無利子貸付の関係ですけど、もうすぐ工事が終わっちゃうのかなと思って、現場見てると。なぜ今回補正に上程したのか、その経緯を少し説明していただきたい。

○櫻井委員長
櫻井商工観光課長。

○櫻井商工観光課長
補正の経緯についてでございます。
まず、今回、若柴町に立地する企業がこのふるさと融資という制度を知ったところが、建設途中だったというところで、今回の補正に至ったというところでございます。

○櫻井委員長
加藤勉委員。

○加藤委員
建設途中に分かって、なぜ市のほうに働きかけがあったんですか。

○櫻井委員長
櫻井商工観光課長。

○櫻井商工観光課長
働きかけということは、やっていなかったのですけれども、市のホームページのほうではこのふるさと融資による周知というのはなされているというところで、そういった部分での周知はしていたというふうに考えております。

○櫻井委員長
加藤勉委員。

○加藤委員
業者さんはこれ、市の窓口来るまで知らなかったんですか。

○櫻井委員長
　櫻井商工観光課長。

○櫻井商工観光課長
　今回は、若柴町に立地する企業のほうは、銀行からそういう融資制度があるというふうに聞いたところがきっかけとなっております。

○櫻井委員長
　加藤勉委員。

○加藤委員
　今、銀行からって話があって、市は、もちろん企業が進出することを知ってて、ちょっと厳しい言い方させてもらうと、龍ケ崎市の今の都市インフラ考えると圏央道周辺には相当企業立地があって、工業団地の開発もなかなか現状としては厳しい状況で、企業立地をしてもらうってことは税収増の面からも、非常に大事だと思います。
　今の話を聞いていて思うのは、なぜ、企業が進出するときに、「こういったメニューがありますよ」っていうことをある程度、パッケージで説明できないというのは、私は企業立地を促す担当課として少し努力が足りなかったと思うんですよ。
　答弁は、結構ですけど、やはりもう一度今回の事例をよく教訓に企業が立地するときに、うちに進出するとこういったメリットなりこういった支援がありますよっていうことを、こちらから説明しないと企業は来ないのかなと思うので、ちょっと厳しい話をしますけど、そういったことを少し工夫していただけないかなと思います。

○櫻井委員長
　ほかにありませんか。
　椎塚委員。

○椎塚委員
　24 ページの農業危害生物防除対策事業ですけど、これは今、現状で龍ケ崎市の被害状況はお分かりになりますか。

○櫻井委員長
　鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長
　昨年度からこちら始めさせていただいてるところでもあるんですが、場所的には川原代 1 区・2 区、半田町、こちらで今多く繁茂されております。
　今回の補正については、それよりもエリアが増えているような状況でございます。

○櫻井委員長
　椎塚委員。

○椎塚委員
　今回、補正を組んだということなんですけど、これまでの補助金の申請は、何件ぐらいあったんでしょうか。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長
これまでに５件申請されております。

○櫻井委員長
椎塚委員。

○椎塚委員
これ、基本的に龍ケ崎の状況として補正組むぐらいということは、増えてるというような状況で考えてよろしいですか。

○櫻井委員長
鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長
昨年度のエリアより少し増えてるような状況でございます。

○櫻井委員長
椎塚委員。

○椎塚委員
分かりました。ありがとうございます。
続いてですね 27 ページ、都市公園管理費の中で、龍ヶ岡公園のステージの改修工事とかも含まれていたと思うのですけども、これ、公団から移管されて 30 年近くたつと思いますけれども、これ一度確か床材が木なので、一度改修工事してると思うんですけど、これは何年ぐらいのサイクルになりますか。

○櫻井委員長
渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
龍ヶ岡公園の屋外ステージの床ですが、床張り替えを行ったのが、平成 28 年度に全面床の張り替えを行っております。

○櫻井委員長
椎塚委員。

○椎塚委員
そうすると場所的には違う場所になるのでしょうか。

○櫻井委員長
渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
前回張り替えた屋外ステージと同じ場所になります。
約 10 年が経過してますので、大分、床のほうが、毛羽立ってきてると言いますか、とげが出てき

てしまいまして、かなり子どもたちが手にとげが刺さったりといったような問合せメールや苦情等が入ってまいりましたので、今回、研磨をかけて塗装をかけるというような手法で補修のほうを行っていきたいと思っております。

○櫻井委員長
　椎塚委員。

○椎塚委員
　10年、維持費としてはなかなか厳しいですね。
　木の良さがあるのは、もちろん承知なんですけども、今後もこのペースでいくと10年以内にはまた改修。
　今の使用頻度からそういう形になっていくんだろうというふうに思いますんで、何か一つ答えがすぐ出ないですけど、何か考えていかないとちょっと厳しい部分もあるのかなというふうに思います。
　もう1点、何回か出てきてるんですけど、教えてもらいたいのですが、北竜台学園の机と椅子を茨城県産のものを使うということで、これも補正に入ってると思うんですけれども、これは基本的に通常より地場産業を活用するということで、もちろんこれはこれで結構なんですけど、単価的にはどのぐらいの違いがあるものなのですか。
　通常のものに比べて追加で補正しているので、どのぐらい単価的に上がってるんですか。

○櫻井委員長
　中村市民経済部長。

○中村市民経済部長
　こちらの基金自体は、私ども市民経済部所管なんですけれども、契約自体は教育委員会の所管になります。

○櫻井委員長
　ほかにありませんか。
　大野誠一郎委員。

○大野委員
　27ページ、都市公園管理費の1,608万円の工事請負ですが、先ほど質問がありましたけれども、この管理棟の防水工事と屋外ステージの改修工事費の内訳をお願いしたいと思います。

○櫻井委員長
　渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
　まず、管理棟の防水工事が1,169万4,000円、屋外ステージの改修が438万6,000円となっております。

○櫻井委員長
　大野委員。

○大野委員
　分かりました。

それと、この龍ヶ岡の件に関しましては、サウンディング調査が行われておりますけれども、そういった進捗状況をお知らせください。

○櫻井委員長
渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
龍ヶ岡公園のサウンディング調査を昨年度やらせていただきまして、現在サウンディングで受けた内容の意見等を参考にしながら、今後の再整備に向けた内容を精査し、考えているところでございます。

○櫻井委員長
大野委員。

○大野委員
公園の再整備ということなんですが、どういう方向に向かうかということをサウンディング調査でやってるんでしょうが、当然有料化も視野に入れているのでしょうか。

○櫻井委員長
渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
再整備の方向性につきましては、サウンディングで広く民間事業者のアイデア等を募集して意見を頂いたところでございます。
今後、いろんな可能性が考えられますので、有料施設の設置も考えられる一つの案かなとは思っております。

○櫻井委員長
大野委員。

○大野委員
龍ヶ岡公園は、大分にぎわっているとそんなふうに私は思っておりますが、どうしてその再整備が必要なのか。

○櫻井委員長
橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長
龍ヶ岡公園の再整備ということでございます。
今でも非常ににぎわって人が子どもたちも多い公園ということでなっておりますけど、今以上にやはり、施設も大分古くなってもきてるものもございますし、その辺を踏まえた中で、もっと交流人口を増やしたり利用者を増やしたりということで考えているのが龍ヶ岡公園と北竜台公園。
最上位計画のほうでも、やはり大規模公園のにぎわいということで指針として定めておりますので、その中の一環で２か所の公園を今後再整備していこうということで考えております。

○櫻井委員長
大野委員。

○大野委員
　なぜ、私がこだわるかといいますと、今ある中で、民間事業者が入るということは、森林公園のようにお金が有料になるという一部分あるいは、半分になるかそれは分かりませんけれども。
　そういう形でお金を有料にするということも考えられますので、再整備は必要かもしれないけども、そういう民間事業者が入ることによって有料にするような方向性はなくしてほしいというか、そういう形でありたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井委員長
　ほかにございませんか。
　加藤委員。

○加藤委員
　1 問でやめようと思ったのですが、今の大野委員の質問を聞いてたら龍ヶ岡公園の提案も含めて、私は以前にも一般質問で龍ヶ岡公園のことやってて、随分前ですけど、20 年以上前、私の友人が担当係長のときに、「ここは貸し出せば、民間で定期的にイベントを行う場としてこれは最高だ」、「人も相当来るよ」って話があって、これ条例変えたらどうですかと。
　その方そのあと、東京オリンピックのときの何か主要な企画イベントの責任者みたいなことをやられてて、結構物すごく有名になられたんですけど、私が思うのは、大型滑り台を設置するときにお金がかかる、かからない、で随分議論があって、執行部も苦労されたと思うんですけど、結果的にあれが一つの目玉になって利用者が増えてるけど、ただ半日とか 1 日あそこで子どもたちが家族と一緒に来て遊べるかっていうと、少し遊具として物足りないと思うので、私は人が来るとこは、どんどんお金かけてもいいような気がしてます。
　私もたまに行って同僚の議員からも聞いたときあるから、県外ナンバーどのぐらい来てるのかなと思うと県外ナンバー千葉ナンバーが結構来てるんですよね。
　それだけ人気があるから、もう少しプラスの量付けをするための遊具を置いたらいいと思います。
　あとは、今、都市公園は、たしか法律が変わって緩和の方向で活用の方向で大きく舵が法律的には切られたと思うので、都心に行けば行くほど、公園内はいろんな飲食ができるスペースができたりしているので、キッチンカーが数台、土日によって見かけるときがあるから、キッチンカーが入れられるように条例変えたのかなと思いながらちゃんと条例見てないんだけど、ああいう形で食べ物屋とか例えば洒落た喫茶店とか。
　あともう少し遊具、あと、山と水時計がある水遊びの場、あそこ少し違う形で夏場に水遊びできるような、具体的に言うと都市部であるようなコンクリートの床からシャワーが下から上がってくるようなものをつくるだけでもすごく人気が出ると思うので、いろいろお金がかかって大変でしょうけど、龍ケ崎を知ってもらうためにもいい場所なので、そういうことをぜひやっていただけないかなと思います。
　これはあくまで提案です。一意見として聞いていただければ、答弁は要りません。

○櫻井委員長
　ほかにございませんか。
　椎塚委員。

○椎塚委員
　今、加藤委員の意見も聞きながら私も提案させていただければと思うんですけど、公団から移管された最初にイベントをさせていただいたのは多分、青年会議所で「わんぱく相撲」というのは５月にやりました。
　あそこでやらせていただいて非常に好評で、そのあとたつのこ山まつりというふうな形であそこ

で何千人も入るようなイベントを企画するような形になりました。
　非常にあそこは使いやすくて、人も集まりやすくてイベントをやりやすいという意味では、非常に良い公園なんだろうというふうに思います。
　一方で、たつのこ山に10年前に芝桜実行委員会っていうのをつくりまして芝桜を植えてたんですが、ここ数年の猛暑で芝桜が枯れてしまいました。
　原因の一つと言っていいんでしょうけれども、あそこ水源がないんです。
　夏場にこちらから水を持っていって一生懸命撒いていたんですけど、ここ数年の猛暑で何回も何回も行けなかったので、その辺の管理も悪かったのも事実なんでしょうけども、どこかポイントになるところに水利があるといいのかなっていうふうに感じてます。
　木を植えるにしても、花を植えるにしてもそうなんですけど、あそこ子どもが遊ぶ池のところの先に飲み水の場所はあるんですけど、あそこからでは引けないんですよ。
　そういうところももし可能であれば、芝桜もたくさん補助金を頂いて一生懸命植えたんですけども、全て枯れてしまいまして、また一から始めようかという、気力が少し薄れてきたところもありますので、そういうものも少し整備されれば、若干違うかなというふうに思いました。
　これも意見です。

○櫻井委員長
　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長
　別にないようですので、採決いたします。
　議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
　続きまして、議案第18号　令和８年度龍ケ崎市下水道会計補正予算（第２号）について執行部から説明願います。
　橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長
　それでは議案第18号　令和８年度龍ケ崎市下水道事業会計補正予算（第２号）についてでございます。
　別冊２の１ページをお開きください。
　この補正予算につきましては、一般会計補助金の増額、ポンプ場緊急出動業務委託費の増額、人事異動に伴う人件費の増額、ポンプ場逆止弁の交換の追加計上に伴う企業債及び工事請負費の増額が主な内容となります。
　それではまず、第２条　収益的収入及び支出です。
　収入の第１款　公共下水道事業収益、第２項　営業外収益につきましては、899万2,000円の増額となります。
　その内訳につきましては、事業費の増額に伴う補填財源として一般会計からの繰入金を増額するものです。
　次に、第２款　農業集落排水事業収益、第２項　営業外収益につきましては、６万9,000円の増額となります。

その内訳につきましては、事業費の増額に伴う補填財源として一般会計からの繰入金を増額するものです。
次に支出の第１款公共下水道事業費用、第１項　営業費用につきましては777万4,000円の増額となります。
その内訳につきましては、台風や大雨等により地蔵後中継ポンプ場の流入量が増加した場合等の緊急対応に係る業務委託費が当初想定よりも多くなったことにより増額するものと人事異動等により人件費を増額するものでございます。
次に、第２款　農業集落排水事業費用、第１項　営業費用につきましては、６万9,000円の増額となります。
その内訳につきましては、手当等の人件費を増額するものです。
続きまして、第３条資本的収入及び支出です。
２ページをお開きください。
収入の第１款　公共下水道事業資本的収入、第１項　企業債につきましては、470万円の増額となります。
その内訳につきましては、地蔵後中継ポンプ場のナンバー２逆止弁交換工事費を起債対象したことに伴うものでございます。
次に、支出は第１款　公共下水道事業資本的支出、第１項　建設改良費について、地蔵後中継ポンプ場のナンバー２逆止弁の故障により、交換工事費を追加計上したことや人事異動に伴う人件費の増額に伴い、591万8,000円を増額するものです。
次に第４条　企業債は、公共下水道事業債を今回の補正に伴い改めるとともに借入れ利率につきまして当初年５％以内としておりましたが、昨今の金利上昇に伴い、今後も利率の上昇が見込まれることから年８％以内に変更をしております。
次に３ページの第５条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費と第６条　他会計からの補助金、第７条　利益剰余金の処分については、今回の補正予算に伴いそれぞれを改めるものでございます。
次に４ページからの補正予算実施計画、６ページからの予定キャッシュフロー計算書、10ページからの補正予算給与費明細書、14ページからの予定貸借対照表、24ページからの令和８年度　注記、28ページからの補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う議決予定額の変更及び財務書類の変更等の説明書類となりますのでご覧を頂ければと思います。
説明につきましては以上でございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員長
執行部の説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長
別にないようですので、採決いたします。
議案第18号、本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、報告第１号専決処分の諸承認を求める事について（令和８年度龍ケ崎市一般会計補

正予算（第２号））の所管事項について執行部から説明願います。
　橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長
　それでは、まず議案書の 46 ページをお願いいたします。
　報告第１号専決処分の承認を求めることについて（令和８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第２号））についてでございます。
　こちらは、地方自治法第 179 条第１項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。
　それでは、別冊２の 31 ページをお願いいたします。
　こちら既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,354 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 308 億 7,651 万 7,000 円とするものでございます。
　それでは、都市整備部所管事項につきましてご説明をいたします。
　37 ページをお願いいたします。
　歳出の部分になります。４衛生費、２清掃費、目の２塵芥処理費の説明欄の塵芥処理費の委託料についてでございます。
　こちらは市指定ごみ袋の製造委託料の増額補正となります。
　今年度、市指定ごみ袋の製造につきましては、中東情勢の緊迫化に伴う原材料の調達遅延により当初予定していた納品に遅れが生じ、一時的に供給が不安定な状況となりました。
　このため、市民の皆様には、４月 27 日から６月 30 日までの間、指定ごみ袋以外の透明または半透明の袋によるごみ排出を認める臨時措置にご協力を頂いたところでございます。
　今回の補正につきましては、原材料価格等の上昇による製造単価の上昇に加え、今回の供給遅延を踏まえ、今後の安定供給に必要な在庫を確保するため、製造数量を増やすことによるものでございます。
　こちらに要する経費については、既定の予算に不足が生じることから製造委託料として 1,354 万 7,000 円を増額するものです。
　なお、本件については、発注時期をおくらせることなく必要な数量を早期に確保する必要があったことから専決処分により予算措置を行ったものでございます。
　また財源についてでございますが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として国から交付されます物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金 1,267 万 7,000 円を活用いたしまして、残る 87 万円につきましては一般財源を充当しております。
　説明につきましては以上でございます。
　ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員長
　執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
　加藤委員。

○加藤委員
　ごみ袋の話が出てたので、お聞きするんですけど、部長の説明で４月 27 日から６月 30 日まで。
　当初も６月 30 日までということで、代替の袋でいいですよとことで始まったんですけど、私も半透明の袋結構買ってですね、50 枚入りのものが結構多かったのかな。
　龍ケ崎市のごみ袋って厚さが 0.04。
　お店に売ってるのは、最初失敗しちゃって、安いからなと思って 0.012 を買ったんですよ。
　結構薄くて、次に買ったときにもうちょっと厚いやつで 0.4 っていうのは、私は何度も見ましたが、お店にはなかったですけど、0.02 だと、結構耐久的に持つのかなと思ってそれ使ってたんですよね。

何でそんなこと言うのかなというと、私の周りにも半透明の袋を代替品で買った方が多くて、ごみ袋を買えなくてでですね。
確かに市のほうは、６月30日までの期限だったんでしょうけど、50枚ってなかなか使い切れなくて、家庭で結構残ってる家が多くて、「加藤さん、うちもいっぱい残っちゃったよ」って話があって、最初はそういうことでスタートしたものであっても途中で市民の反応を見ればもう少し半透明の袋を使える期間を延ばしてもよかったのかなと周りの意見を聞いてて思ったのですが。
そういう意見が結構あったので、どういう判断されたのかちょっとお聞きできれば。

○櫻井委員長
小杉廃棄物対策課長。

○小杉廃棄物対策課長
委員がおっしゃるように50枚入りを買われた方は「余ってしまってどうしよう」という相談の電話もいろいろありました。
当初「６月30日までです」とご案内してましたので、それを延長したりすると混乱もありますので、混乱を避けるために６月30日で終了という判断はさせていただいたんですが、余った袋につきましては、別の用途でお使いいただけないかというご案内はしたところではございます。

○櫻井委員長
加藤委員。

○加藤委員
私は６月いっぱいじゃなくて10月とか年末ぐらいまで延ばしてあげれば、恐らくそういった苦情は来なかったと思いますし、きっと買ったものを課長おっしゃるように代替と言っても結局あれに何か入れてもごみで出すようになると緑の袋に半透明のやつ入れて捨てるのかよって話になるから、そういう判断してもよかったのかなとそんなことを思いました。

○櫻井委員長
ほかにありませんか。
岡部委員。

○岡部委員
加藤委員からもあったように私も「結構半透明の袋が余っちゃった」という話はよく聞いております。
実際には６月30日過ぎて間違って出しちゃっても持って行ってくれたり、そういう対応はしてくれたみたいなんですけど、ルールなので、ある程度どこかで切らないといけないというのは仕方ない部分は理解できます。
結構余っちゃったっていう声は私もたくさん聞いております。
質問ですが、今回、そういう臨時措置とらなくていいように在庫を確保するための補正ということですが、今回の補正をやることで、どのぐらい在庫が確保できて、いつぐらいまでの分は通常販売、流通できる見込みで補正しているのでしょうか。

○櫻井委員長
小杉廃棄物対策課長。

○小杉廃棄物対策課長
平均で月750ケースほど販売しております。燃やすごみの大のことを申し上げますが、現在、在

庫が3000ケースほどございます。４か月分です。
　今回、専決補正しまして、先日契約済ませまして、その３というのを契約しました。
　それでは、可燃物（大）が4,690ケースほど契約しております。
　11月から1,000ケース強11月、12月、1月、２月と4,000ケース入ってくることとなっております。
　今年度につきましては、十分な量を確保できるものと思っております。

○櫻井委員長
　岡部委員。

○岡部委員
　とりあえずは、今年度分に関しては袋が買えないっていうような状況は市民の方は心配しなくていいということでよろしいんでしょうか。

○櫻井委員長
　小杉廃棄物対策課長。

○小杉廃棄物対策課長
　委員おっしゃるとおり、今年度は十分な量を確保しております。

○櫻井委員長
　岡部委員。

○岡部委員
　安心しました。今後については、情勢によって、なかなか予測つかないところもあると思うんですけど、当初予算からある程度在庫を確保するような形で進める予定なんでしょうか。

○櫻井委員長
　小杉廃棄物対策課長。

○小杉廃棄物対策課長
　委員おっしゃるとおり、安定供給を目指しまして年度当初から十分な量を発注するように検討しております。

○櫻井委員長
　岡部委員。

○岡部委員
　なかなか先が見えないところもあって難しい判断にはなると思いますが、状況によってこういう補正をやりながらも理解はしておりますので、引き続き情勢を注視しながら安定供給というところでよろしくお願いします。

○櫻井委員長
　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長
　別にないようですので、報告第１号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長
　ご異議なしと認めます。
　よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
　続きまして、報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。
　中村市民経済部長。

○中村市民経済部長
　それでは、議案書 47 ページをお開きください。
　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて。
　これは、地方自治法第 179 条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるものです。
　48 ページ、別紙になります。
　処分第 15 号　和解に関することについてになります。
　内容といたしまして、令和８年４月 29 日午後０時 37 分頃、龍ケ崎市馴馬町 2618 番地の龍ケ崎市農産物等直売所の駐車場におきまして、龍ケ崎市に在住の方が運転する軽乗用車が当該龍ケ崎市農産物等直売所の外壁に衝突し、当該外壁を損傷させた事故に関する和解につきまして、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第 179 条第１項の規定によりまして、処分をさせていただいたものです。
　処分日につきましては、令和８年８月３日となります。
　和解の内容につきましては、相手方が本件事故により生じた損害の全てを賠償しするものとする内容でございます。
　説明につきましては以上となります。

○櫻井委員長
　執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。
　加藤委員。

○加藤委員
　直売所ですよね。
　簡単に言うと、東側が出入り口で、北側に壁があって南側にも壁で、西側も壁で、南側のほうに精米機が置いてありますけど、どの辺で壁にぶつかったのかもうちょっと事情を教えてもらえますか。

○櫻井委員長
　鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長
　議員おっしゃるとおり、東側の自販機がある脇ですね、あちらに、要は・・・。

〔「南側」と呼ぶ声あり〕

○鎌倉農業政策課長
　すいません、南側ですね。南側の自販機があるところの脇の壁に軽自動車がぶつかったと、アクセルの踏み間違いというふうに聞いております。

○櫻井委員長
　ほかにありませんか。
〔発言する者なし〕

○櫻井委員長
　別にないようですので採決いたします。
　報告第２号　本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
　続きまして、報告第３号　専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。
　橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長
　それでは、議案書の 49 ページをお願いいたします。
　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）でございます。
　これは地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったもので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。
　次ページの 50 ページをお願いいたします。
　こちらにつきましては、令和８年５月 15 日午前９時 20 分頃、龍ケ崎市馴柴町字 1 区 104 番地４地先の県道龍ケ崎市停車場線において、職員が除草作業をしていたところ、使用していた乗用草刈り機によって小石が飛散し、県道龍ケ崎市停車場線を走行していた龍ケ崎市に在住の方が所有する小型自動車のフロントガラスを破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解についてでございます。
　今回の本件の損害賠償につきましては、市の過失割合を 100％と認めまして、損害賠償額 30 万 3,765 円をもって、相手方との和解が成立したものでございます。
　今後につきましては、同様の事案が生じないように再発防止に努めてまいります。
　説明につきましては以上でございます。
　ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員長
　執行部から説明ありましたが質疑等はありませんか。
　加藤委員。

○加藤委員
　私もあそこで、団体の草刈りやるので、あそこの道路沿いで草刈りやっててそういう事故があるのは、珍しいことじゃなくて割とよく起きていると思うけど、ただ、金額が 30 万 3765 円と、割と高額で、普通よくフロントガラスにひび入ったとか聞くと、ガラスだけだとこんなにいかないけど、実際、車の被害状況ってどんな状況だったのか教えていただけないかなと。

○櫻井委員長
　渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
　フロントガラスに小石が当たったことで、傷とひびが入ったということで、フロントガラスの全面交換というような内容になっております。

○櫻井委員長
　加藤委員、挙手をお願いします。
　加藤委員なんか言ってください。

○加藤委員
　いや、フロントガラスだけだと私の感覚だと 10 数万円と思ってたから、ちょっとびっくりしたんですけど。

○櫻井委員長
　渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
　ちょっと言葉足らずで申し訳なかったんですが、フロントガラスの修理代プラスその期間の台車代等も入っております。
　あと、近年フロントガラスによるセンサー類、カメラ等がついておりますので、昔に比べれば大分そこらの費用がかかってくるような感じとお聞きしております。

○櫻井委員長
　加藤委員。

○加藤委員
　分かりました。
　ありがとうございます。

○櫻井委員長
　ほかにありませんか。
　岡部委員。

○岡部委員
　私もフロントガラスで 30 万円は高いなとは思いますけど、この辺きっと保険会社さんとか自動車会社さんでやったところだと思いますが、県道で職員が除草作業してたということですが、県道なのに市の職員がやるようなことになっているんですか。
　何かそういう県との取決めがあるんでしょうか。

○櫻井委員長
　渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
　あそこの県道の横のことに関しては、「馴柴地区花いっぱい運動連合会」というのが里親活動の一

環で花植等を行っている場所なんですが、当時、始まった頃はまだ県道の里親制度が始まっておりませんで、県から占用を受けて、市と団体が里親を結んで、花いっぱい運動を始めておりました。
　その当時は市のほうも、市の役割として、緑化推進事業の一環としては、種代とか、草刈りのほうを担って、団体のほうが花を植えたり維持管理等を行っております。
　その後、平成18年に県の県道の里親制度が整いましたので、県と市と、この団体で三者で合意書を結んで、現在、県道の里親のことで活動してるんですが、前からの流れといいますか、それぞれ市が担ってきた草刈りというのはそのまま継続して、市のほうで行っている状況でございます。

○櫻井委員長
　岡部委員。

○岡部委員
　そうすると今回の事故の場所は、県と市と団体の管理でやってるということですけど、事故を起こしたのは市の職員だから、市の負担ということで、何かそういうのは事故のときの取決めみたいのもあるんですかね。

○櫻井委員長
　渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
　三者で結んだ合意書の中では、そういった取決めは特にないんですが、市の職員が勤務時間内に行っていた作業でございますので、市の賠償責任ということでなっております。

○櫻井委員長
　岡部委員。

○岡部委員
　県の道路も多分ここに限らず、多分市の職員さんのやるところってまだ結構いっぱいあるんだと思うんですけど、この報告事項とは外れるんで、意見としてなんですけど。
　やはりその市の職員さんのこの除草作業でこういう事故も時々報告上がってきますし、そもそもやっぱ根本のその除草ですね、雑草対策というのを本当に考えないといけない時期に来てるんだろうなというふうに思いますので、これはちょっと意見として、そういう里親制度も含めて、そういう、根本解決できるなんかいい取組っていうのは考えないといけないんだろうなというふうに思いますので意見として、言わせていただきます。

○櫻井委員長
　ほかにございませんか。
　大野委員。

○大野委員
　再発防止策ということで話がありましたが、どういう再発防止対策を考えてます。

○櫻井委員長
　渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長
　作業中、横の道路を通る、車両があった場合には作業をストップさせるということを考えており

ます。

○櫻井委員長
　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長
　別にないようですので、採決いたします。
　報告第３号、本案は原案とおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
　以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
　これをもちまして都市経済委員会を閉会いたします。
　お疲れさまでした。